

## 【結核の経過観察等について】

※結核(疑いも含む)と診断した時は、直ちに保健所へ御連絡ください。

### 1 結核の診断時

#### ※結核を疑う症状

臨床症状(咳、痰、微熱、倦怠感、食欲不振、体重減少)が2週間以上持続している場合

- (1) 胸部X線検査実施(胸部X線画像上異常があれば、胸部CTを実施)
  - \* 肺外結核でも、肺結核の有無確認のため、胸部X線撮影は実施
- (2) 喀痰等抗酸菌検査実施(塗抹、核酸増幅法、培養、薬剤感受性検査)
  - \* 持続する咳や痰が有る場合、胸部X線画像上、異常がなくても喀痰塗抹検査は実施
  - \* 喀痰検査は、異なる日の3連痰を実施(有症状の場合は特に必要)
  - \* 肺外結核でも、肺結核の有無確認のため、喀痰検査は実施

### 2 結核治療中

- (1) 胸部X線検査実施
    - \* 肺結核、喉頭結核、気管・気管支結核、結核性胸膜炎、肺門リンパ節結核、粟粒結核については、月1回程度(最低3月に1回程度)実施(治療終了時はCTも実施)
    - \* 上記以外の結核については、必要に応じて実施(有症状時等)
  - (2) 喀痰等抗酸菌検査実施
    - \* 肺結核、喉頭結核、気管・気管支結核、結核性胸膜炎、肺門リンパ節結核、粟粒結核については、入院中は2週間に1回程度、外来では月に1回程度実施
    - \* 上記以外の結核については、必要に応じて実施(有症状時等)
- ※肺結核、喉頭結核、気管・気管支結核、結核性胸膜炎、肺門リンパ節結核、粟粒結核以外の結核については、胸部X線撮影、喀痰検査は必要に応じて実施となっているが、病状確認は必要なため、医療機関受診時は、何らかの経過観察を実施

### 3 治療終了後(管理健診)

- (1) 胸部X線検査実施
  - \* 肺結核、喉頭結核、気管・気管支結核、結核性胸膜炎、肺門リンパ節結核、粟粒結核については、最低半年に1回程度実施
  - \* 上記以外の結核についても、肺結核の発症の有無の確認のため、最低でも年1回程度の実施が望ましいが、必ず実施しないといけない訳ではなく、必要に応じて実施(有症状時等)
- (2) 喀痰等抗酸菌検査実施
  - \* 登録時、喀痰より結核菌陽性の方は、半年に1回程度実施
  - \* 肺結核、喉頭結核、気管・気管支結核、結核性胸膜炎、肺門リンパ節結核、粟粒結核については、最低半年に1回程度実施
  - \* 上記以外の結核の場合でも、咳、痰の症状がある方は、必ず実施
  - \* 胸部X線画像悪化がみられる方は、実施が望ましい

